じぞくかきゅうふきん

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続 を支え、再起の糧としていただくための給付金を支給しています。

申請の締め切りが近くなっていますので、以下に当てはまる方で、申請を希望される方はご確認ください。

【対象者】以下の全てに該当する方

- ① ひと月の売上が前年同月比で50パーセント以上減少した方
- ② 2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある方
- ③ 法人の場合は、次のいずれかに当てはまる方
 - ・資本金等の総額が10億円未満
 - ・定めがない場合、常時使用する従業員の数が2.000人以下 ※創業者特例もあります。詳細はお問い合わせください。

【給付額】

中小法人等 上限200万円

個人事業者等 上限100万円

令和3年1月15日(金)まで ※電子申請のみ 【申請期間】



▲中小企業庁のホーム ページはこちらから

●ご不明な点がありましたらご相談ください

・申請方法や給付金額の算出方法等 専門コールセンター ☎0120-279-292 または

☎03-6832-6631 (IP電話専用回線)

産業課 商工観光係 **2**62-9342

【富士見町内事業者のための】

富士見町持続化給付金追加支

問 産業課 商工観光係 ☎62-9342

町では、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、国の持続化給付金を給付された方を対象に、給 付金の上乗せ事業を行っています。

【対象者】

- ①国の持続化給付金を給付された方
- ②法人の場合は、町内に本店所在地の法人登記が行われている方 個人事業者の場合は、町内に住所を有する方
- ③町税等の滞納が無い方

【給付額】

国の持続化給付金で給付された金額に

2/10を乗じた金額以内で最大20万円まで



ページはこちらから

令和3年3月31日(水)まで 【申請期間】

【申請方法】

役場担当窓口(2階⑫番窓口)または、町ホームページ※にて申請書等を入手後、添付書類を確認のうえ、 提出ください。

※ホームページ:https://www.town.fujimi.lg.jp/page/jizokukakyuuhukin-tuikasien.html